

建築基準法第51条ただし書き許可について

【仙台市決定】

建築基準法第51条ただし書による一般廃棄物及び産業廃棄物の中間処理施設の位置

名 称	用途地域	位 置	敷地面積
一般廃棄物及び 産業廃棄物の 中間処理施設	工業地域	仙台市宮城野区 蒲生北部被災市街地復興土地地区画 整理事業施行地区内26街区1画地	10,966.06 m ²

(内容説明)

本事業者は、市内に流通した食品廃棄物である一般廃棄物の破砕処理、発酵処理、脱水処理及び食品製造工場から発生する動植物性残渣の産業廃棄物の破砕処理、脱水処理する施設を計画しております。

本事業における施設は、「建築基準法施行令第130条の2の2第1号及び第2号イ」に該当し、建築基準法第51条ただし書の許可を受ける必要があることから、仙台市都市計画審議会に附議するものです。

<処理能力に関する規程>

- ・一般廃棄物
一日当たりの処理能力が5トン以上であるもの
- ・産業廃棄物
廃プラスチック類の破砕施設であって、一日当たりの処理能力が6トンを超えるもの
汚泥の脱水施設であって、一日当たりの処理能力が30m³を超えるもの

(理由)

本計画地は、JR仙台駅から東方約11kmに位置しており、本市都市計画マスタープランにおいて、産業機能の集積と産業構造の変化に対応した地域産業の集積を目指している、工業・流通・研究区域に位置しています。また、用途地域は、工業地域に指定されています。

本施設は、一般廃棄物及び産業廃棄物を再生可能エネルギーとして利用する目的の中間処理施設であることから、本市の工業・流通・研究区域の施策展開の方向及び用途地域内の建築物の用途制限に適合するものです。

また、脱水処理及び破砕処理に伴う騒音・振動等について、工業地域内における本市の騒音振動等の制限を満たすよう環境保全対策が施されており、周辺環境に支障等が発生しない他、施設への廃棄物搬入等に伴う運行車両台数について、周辺交通への影響が少ないことを確認しています。

以上のことから、本施設の敷地の位置については、都市計画上支障がないと考えられます。

施設概要

施設名称		株式会社 東北バイオフードリサイクル
管理者		仙台市宮城野区港一丁目 6 番 1 号
		株式会社 東北バイオフードリサイクル 代表取締役 田村 輝雄
敷地	位置	仙台市宮城野区蒲生北部被災市街地復興土地地区画 整理事業施行地区内 26 街区 1 画地
	面積	10,966.06 m ²
	用途地域	工業地域
処理施設	用途	一般廃棄物及び産業廃棄物中間処理施設
	処理能力	<p>一般廃棄物</p> <p> 破碎施設 食品廃棄物 298.08t/日</p> <p> 廃プラスチック類 49.68t/日</p> <p> 紙くず 106.56t/日</p> <p> 発酵施設 食品廃棄物、紙くず 97.60t/日</p> <p> 脱水施設 汚泥 438.24t/日</p> <p>産業廃棄物</p> <p> 破碎施設 廃プラスチック類 49.68t/日</p> <p> 脱水施設 汚泥 398.40 m³/日</p>
その他		<p>処理施設の概要</p> <p>建物（処理棟）</p> <p> 鉄骨造一部鉄筋コンクリート造</p> <p> 地上 2 階建て地下 1 階建て 840.89 m²</p> <p>設備（発酵槽）</p> <p> 鉄骨造 容量 2,000.94 m³</p>

建築基準法第51条ただし書の許可について

